

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月 4 日

各都道府県

建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令等について
(周知)

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令等（以下「改正令等」という。）が令和7年4月1日から施行され、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第31条第2項及び第36条に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第2号で定める浄化槽の汚水処理性能、及び水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている場合に合併処理浄化槽が満たすべき構造方法を定めた、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）第12について、「大腸菌群数」に係る基準（1立方センチメートルにつき3,000個以下）を「大腸菌数」に係る基準（1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下）に改めたところです。

これに伴い法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）について、改正令等の施行の日前に発行された大臣認定書においては、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき3,000個」を「1ミリリットルにつき800コロニー形成単位」に読み替えて差し支えないものとして取り扱いますので、以降の運用に遺漏のないようお願いいたします。